

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

入札監視委員会（第46回）議事概要

開催日時	令和3年（2021年）7月30日（金）15：30		
場所	下関市役所本庁舎西棟5階大会議室		
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭） 足立 俊輔（大学准教授）		
審査対象期間	令和2年10月1日 ～ 令和3年3月31日		
審査対象総件数	205件	(抽出工事名称)	
及び 抽 出 事 案 数	一般競争入札	175件	下関市豊田生涯学習センター耐震補強及び 外壁改修建築主体工事 丸山町二丁目500・400・350mm配水管耐震 化工事
	随意契約	30件	大谷斎場火葬炉積替工事
議事事項	総合評価方式を適用する工事の落札者決定基準について		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり		
指名停止措置の運用状況報告	1件1者		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

別紙

意見・質問	回答
<p>下関市豊田生涯学習センター耐震補強及び外壁改修建築主体工事</p>	
<p>工期が延伸されているが、その理由と延伸に伴う工事費の増額はあるか。</p> <p>技術評価点の差は何によるものか。</p>	<p>工期の延伸の理由は、付帯工事の入札不調によるもので、着工前に本工事の一時停止を行ったため、契約金額等の変更はない。</p> <p>指名停止の項目や、担い手確保の項目、労働安全衛生の項目、ISOの項目などによるもの。</p>
<p>丸山町二丁目 500・400・350 mm配水管耐震化工事</p>	
<p>当初の工期から変更で工期を9か月延伸している理由は何か。</p> <p>1、2か月ではなく9か月延伸するような状況は、当初には想定できないものだったのか。</p> <p>入札が取り止めになった理由は何か。</p>	<p>当初設定した工期では、工事内容を履行できない状況がみられたため、変更契約を行った。</p> <p>令和2年度9月に工事の入札を行っており、入札が取り止めとなったため、積算を見直して12月に入札を行い、契約締結が1月となったことに伴い状況が変わり、このような工期となった。</p> <p>工事費の積算に誤りがあったため。</p>
<p>大谷斎場火葬炉積替工事</p>	
<p>令和元年度の工事とは違うものか。</p> <p>随意契約の理由にある工業所有権とは、具体的にどういうものか。</p>	<p>以前審査対象となった火葬炉とは別の火葬炉になる。</p> <p>施工業者の工業所有権は、「再燃バーナータイル」「火葬炉台車耐火物」「セラミックファイバー」「Nブロック」で、そのような材料を用いている。</p>

随意契約の理由は、材料に特殊なものを使っているということか。

特許は20年で切れる。今の斎場は30年くらい経っているが、実用新案権や特許の認可の状況、技術の向上や社会の変化などを研究した上で、この業者しかないという結論に至っているのか。

随意契約の理由が漠然としているが、もう少し具体的に明示する必要があるのではないか。工業所有権の件も、それが特許なのか、実用新案権なのか、意匠権なのかははっきりしていない。工期の短縮を図るとあるが、具体的に他者と比べてどれくらい短縮できるのかといった検討を行ったのかどうかかわからない。随意契約が駄目というのではなく、随意契約の理由として、他社と比較して工期が短縮できる、現在この特許や実用新案権があるといった具体的なことを明示して、第三者にきちんと説明できる必要がある。

火葬が年間3,000体あるとのことだが、夜間に工事をするのか。

火葬炉の材料というより、火葬炉のシステムが業者によって違うため、製造した業者でなければ、必要な性能を保証することができない。火葬炉の製造を行う主な業者は3者あって、それぞれ炉のシステムが違う。

根本的に設備を入れ替えるのであればそういった検討が必要だが、今回は火葬炉のレンガの取り替えがメインの保守・修繕のため、そういった研究等を行っていない。

今回の工事については、システムへの影響を踏まえて行わなければ、トラブルが発生する可能性があり、この業者でなければ保証できない工事である。随意契約の理由については、はっきりと明示するよう考えていきたい。

火葬を行いながら改修工事を行い、計画的に2炉ずつ数年間に分けて工事を行っている。2炉改修している間は、残りの10炉で火葬を行うというような状況のため、できるだけ工期を短縮して行っている。

<p>他の業者が施工して、性能を保証できるということはないか。</p>	<p>火葬炉のメーカーごとに方式が全く違うため、工事を行う場合、火葬炉を設置したメーカーでなければ性能の担保はできない。</p>
<p>審 議</p>	
<p>抽出事案 3 件について、特段の意見等なし</p>	
<p>総合評価方式を適用する工事の落札者決定基準について</p>	
<p>(審議) 特段の意見等なし。 落札者決定時に下関市入札監視委員会の意見聴取を行うこととする。</p>	